

公益/一般財団法人の評議員及び評議員会の運営

今回は、公益/一般財団法人の評議員の役割と選解任及び権限と責任、そして評議員会の運営について概説する。

(ポイント)

- 公益/一般財団法人の評議員
- 評議員の選任と解任
- 評議員の権限と責任

1. 財団法人の評議員

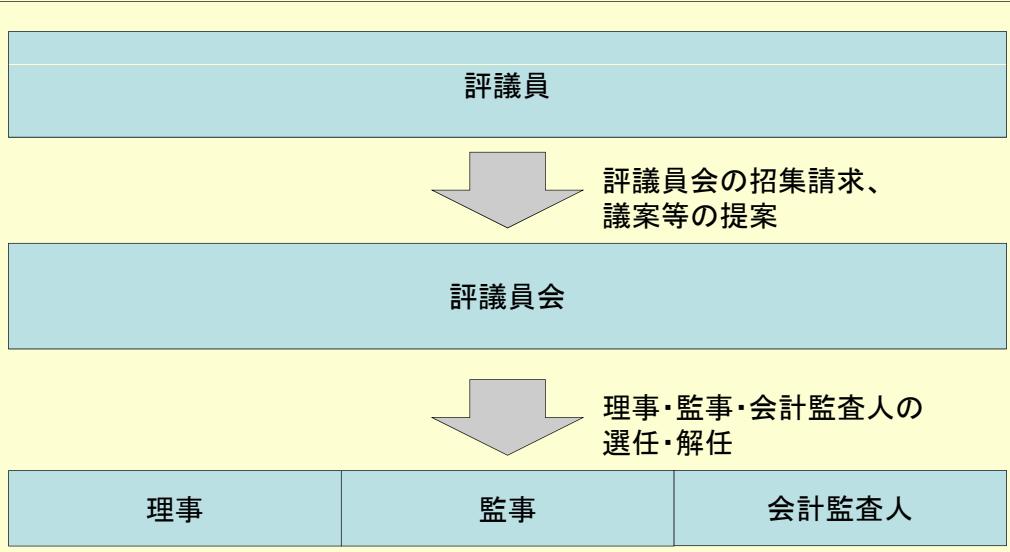
公益/一般財団法人は3人以上の評議員を選任し全員で、当該財団法人の意思決定機関である評議員会を組織する。評議員会は法定・定款記載事項の決議をするほか、理事等の選任・解任権を通じて、業務執行に恣意性が働かないように理事等をコントロールする。なお評議員の任期は長期的な観点で法人に関与する意味から、原則として4年(定款で6年まで延長可能)、その報酬を定款で定める必要がある。

2. 評議員の選任と解任

評議員は定款規定により選任・解任される。監督対象の理事または理事会に評議員の選解任権はない。選任方法は評議員会決議または評議員選定委員会決議、外部の第三者機関決議などがある。また、評議員は法人の理事、監事または使用人の兼務はできない。

3. 評議員の権限と責任

評議員会は法律または定款に定められた図(次ページ参照)のような事項を決議する機関である。また、法律で規定される評議員会決議事項を、理事会等で決議することはできない。評議員会には定時評議委員会と臨時評議員会があり、原則として理事が招集するが、評議員が理事に対して招集や議題の請求、議案の提案をすることもできる。また評議員と財団法人の関係は委任契約であり、評議員は社団法人に対して善管注意義務を負うほか、評議員が任務を怠ったときなどは法人や第三者に対して損害賠償責任を負う。



(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

公益/一般財団法人の評議員及び評議員会の運営

公益/一般財団法人の評議員会で決議する主な法定事項

普通決議	理事、監事、会計監査人の選任
	役員の報酬等の額およびその支給基準
	事業報告および計算書類の承認
特別決議	監事の解任
	役員等の責任の一部免除
	定款の変更
	一般財団法人の事業の全部譲渡
	一般財団法人の継続(清算が終了するまで)
	合併契約の承認

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

〈フードバンク等への寄附・寄贈食料の損金算入〉

フードバンクなどの団体・組織へ食料品を寄附・寄贈等をした場合の法人税法上の取扱いは、国税庁と農林水産省より「一定の条件のもと、経費として全額損金算入を認める旨」が公表された。対象グループは、①:公共法人(地方公共団体など)②:公益法人(NPO法人・学校法人・宗教法人)③:①②以外の普通法人(株式会社など)に分かれる。国税庁は、対象法人が「食べられるが寄附より廃棄が有利」という状況を少しでも改善したいと考えている。従来は廃棄業者に依頼し廃棄・保管コスト負担しているが、食料品の寄附等が損金算入できれば選択肢が広がる。コスト、安全性、取引先からの苦情、転売の懸念払拭、社内合意、貧困者支援への理解など様々な懸念事項とハードルを考慮し、食品会社はフードバンク等への無償提供を検討することとなる。将来の食糧難の課題を含め、食料という人類に不可欠な重要な事項に関し、公益法人等からのフードバンク支援の動向についても見守っていきたい。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。